

○神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会規則

平成30年 3 月 30 日

規則第38号

改正 平成31年 3 月 29 日規則第47号

令和 2 年 3 月 31 日規則第101号

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例（平成30年 3 月条例第21号。以下「条例」という。）第12条第6項の規定に基づき、神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第4条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(議事)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある特別委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の議事に準用する。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第6条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請することができる。

(除斥)

第7条 議案について直接の利害関係を有する委員及び特別委員は、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

2 前項の規定は、部会の会議に準用する。

(会議の公開等)

第8条 委員会の会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、委員及び議事に関係のある特別委員で会議に出席したものの過半数で議決したときは、この限りでない。

2 前項の規定は、部会の会議に準用する。

3 前項において準用する第1項の規定にかかわらず、条例第8条第1項に規定する給付金の支給に係る判定を行う部会の会議については、これを公開しない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉局において処理する。

(施行細目の委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年 3 月 29日規則第47号）

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31日規則第101号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。